

ような視点から、志布志湾埋立問題など現場の課題にかかわるなかで「海の入会」としての漁業権理解を鍛え上げたのが、熊本一規である(熊本一九八六・一九九五・二〇一〇)。

漁業権が「海の入会」を法的に追認したものであることから、その理解を深めていくと、白保住民が「地元」という言葉をもつて言い表していた地先サンゴ礁へのかかわりを法的に根拠づける論理が浮き彫りにされてくる。私もまた、漁業権理解をつうじて、白保住民と地先サンゴ礁とのかかわりのあり方について眼がひらかれていく経験をした。白保住民が「部落ぐみの闘い」とい、「命継ぎの海」と語ったことの意味がみえてきたのである。それはすなわち、地域資源管理システムとしてだけではなく、「海のコモンズ」を捉える視点を用意したといつてよいだろ(家中二〇〇一)。

### 経験された海

白保で、人々と海とのかかわりについて尋ねるときまつて、おばあたちの口からは、戦後の困難を海を頼りに乗り越えてきたことが語られた。

「子どもなんかがあまりにひもじい思いで。そうすると、うちの主人がよ、鋸をもつて海に出かけた。そしていっぱい魚をとつて。海でこしらえて潮水汲んで炊いてよ。そうしたら子どもが元気になつて。芋もない、米もない。ただ海でとれた魚だけ。子どもが喜んでよ。何ヶ月か海の魚で子どもを生かしてきた。この海のありがたさというのは、絶対忘れてはいかん。もう、何も食べるものがなくて、浜でサンゴを拾ってきて汁にした。飲めるものではないよ。それでも飲まなくては食べるものがない。そんなにして苦労して、子どもを育ててきたよ」

「終戦後、うちの主人が目におできができるで、手術をしたために、目を失つてしまつてゐるさ。だから、

七人の子どもを育てるのによ、非常に苦労したよ。わたし一人ではどうにもならん。お母さんに子どもをみてもらつてね。わたしは、潮が引いたら、アーサとつてきて、洗つて。今日とつてきたら、明日売れる。また明日も。朝は芋掘つてきたら、すぐ昼から潮が引けば、またアーサ。このアーサを買う人がいらつしやらなかつたら、どんな生活をしたかねと思うよ。親と海とはね、わたしの子どもを助けたという意味で印象深いの。ほんとうに忘れようにも忘れられない。こつちの海は、わたしの助け船」

このような経験が白保住民の一人一人のなかに埋め込まれていた。必ずしも主たる生業として漁業を営んでいたのも、年間をつうじて海からの恵みをいただき、日々、サンゴ礁に打ち寄せる波の音を聞き、海風を受けながら、身体的な感覚にもとづく経験が蓄積していく。戦争中に陸軍飛行場が白保にあつたがための被害や、海を頼りに乗り越えてきた戦後の困難も、人々の地先の海をめぐる経験の中核に据えられていた。一八世紀後半の「明和の大津波」で二十数名を残して部落が全滅したこと、しかしながら、その後の復興も海の支えがあつたからこそできたという伝承も、そのような日々の経験を裏打ちしていく。

「この海で助かつたんですよ。津波のときも、終戦直後も。作物というのは、今日作つて明日食われるものではない。芋を植えても三ヶ月はかかるでしょ。米にしても四ヶ月後でないと食べられんでしょ。そのあいだに食べるものがない。この海があつたから、魚もタコもギーラ(シャコ貝)もとれた。津波のあと、あんなにして部落を建て直して、白保部落というのは成り立つたわけさ。この海がなかつたら波照間から来た人もみんな死んでると、うちのじいちゃん、ばあちゃんから聞いてるさ。一〇〇年後、二〇〇年後はどうなつてる? どんな世の中が来るかわからんよ。恩のある海だから、海というものは埋めるものではないよ」

サンゴ礁のイノ(礁池)で海あさりをするような活動は「マイナー・サブシステム」と捉えられ、「身体全体

を通して自然との直接的な関わりを体験させ、その時その場所において、深く自然につつまれていることを鮮烈に体感させる」(松井一九九八)のである。そのような生活のなかの利用をつうじて経験される自然是、自らの海とのかかわりを想起するときのもつとも深層にある基盤となる。しかも、それはきわめて個人的なものであると同時に、おなじく地先サンゴ礁においてなされる経験であることから、人々のあいだに「共感」をうみだす基盤ともなつたのである。

「私が一言一句しゃべっていくでしょ、それがそのまま自分なんかの悩みの、生き延びたこの生活のなかにあるから、強く自分の胸を打たれていくような感じがするわけさ、あの人にもこの人にも。海にいけば海の自然に恵まれてきたでしょ。魚をとろうが貝をとろうが、そういうな貧しいなかで、海にいつてかじりついて。また、山にいけば山にいくで。畑では、畑の自然から出てくる農作物の。ほんとうにすぎるような思いでが、自然とともに生きてきてるでしょ、生き延びてきてるでしょ。私もそういう生活なんだよね、あの人もそうだよ。全部そういうおなし悩みのなかから生き延びてきたわけよ」

#### 地元の力

白保住民にとって「地元」とは、土地との直接的な結びつきを言い表す言葉であった。「土とともに生きてきた、海とともに生きてきた」と語られるように、日々の生活をつうじて土地に働きかけてきた実感がこめられている。そして、そのような生活実感が地域自治組織の「全員一致」の総会決議をつうじて「住民の総意」として表明されることで、行政が認めざるを得ない社会的的意思決定となつたのである。それは、身体的感觉のもとに住民一人一人の内面深くに蓄積されてきた自然とのかかわりの経験を互いに共感をもつて承認し、「意気投合」するプロセスであった。

「住民の一人一人が生活のなかで強く感じとつてることに対し一致した考え方があるが、私が訴えることによつてはつきりと出てきて、それが意気投合したということなんです。賛成じゃない。賛成といつたらちよつと弱いような感じがする。そういう生活のなかで、日頃からほんとに思つてることを私が提言して、それに意気が投合した、考え方があわされたと。ここに大きな力があつたと私は思うんですね。そういうものがなければ、おそらく白保の闘いというのはここまでもつてこれないとと思うんです。そういう強みのなかで、まつたくわからなかつた住民が法律の一を知り、あるいは科学的な証拠資料というものを知り、一つ二つというようにならぬものを覚え、ますます地元の力というのが大きな力になつてきただと思うんですよ」

他方、行政にとつて、地元とはあらかじめ一義的に決定されているものではなく、開発計画を円滑に進めるために都合よく設定して、その同意をとるのが一般的である。そこで、行政が同意をとろうとする地元と住民が主張する地元が、力関係にもとづく相互作用をつうじて一つに収斂するとき、行政はもはや、住民の意思決定を無視して開発計画を実施することはできなくなるのである(家中一九九六)。

#### 金はない、海がいる

このように「地元の同意」をたてに、新空港建設阻止活動を展開してきた白保住民であつたが、一方で、一九八三年九月、共同漁業権免許更新時に埋立予定海域の漁場計画からの除外、一九八五年一二月、埋立予定海域における第一次漁業権確認訴訟(一九八四年三月提訴)の請求却下、一九八六年四月、八重山漁協臨時総会にて埋立同意決議と、公有水面埋立免許申請にむけた動きが押し進められていった。法の規定によつて県や市が対象とするのは「私的権利を有する者」であつて、現行法体系においてはそなならざるを得ない。そこで「地元」が社

会的な力を發揮するには、「私的権利を有する者」がたんに個人として存在するのではなく、地域の社会関係のなかに組み込まれていることが重要なこととなってきた。

そのとき、白保住民は、「白保は昔から海に出て、アーサをとつたり、貝をとつたり、時期時期にいろんな恵みがあります。年中何かとれる豊かな海です。海とは切つても切れない暮らし」と語る自分たちの海とのかかわりが漁業法のなかに位置づけられていることに気づいたのである。

そもそも部落地先の海は、白保住民が生活のために代々にわたって利用してきたのであるから、漁業権免許がなくとも漁業は営めるはずだ。戦後の困難も、海を頼りに乗り越えてきた。たとえ漁協が埋立同意決議をあげたとしても、埋立てで海が陸地にかわってしまうまでは、海はなくならない。海が海である限りは、魚や貝、海藻をとることはできる。他島からわたってきた漁民(八重山漁協組合員)も半農半漁の白保住民も、ともにこの地先の海をつかってきたのだから、埋立てをめぐっては白保部落の「全員一致」の決議がなければならない。

漁業法は、海の入会慣行を前提に、それを侵害することなく、漁業生産力向上を目的として漁業権免許交付手続きを規定したものである。そのために、現行法体系においては法の主体となれない「海の入会」集団に、「法人のマントを被せた」とたとえられるように、法人格を与えるための工夫が施されていた(6)。そこで、漁業法を読み込めば、白保住民の生活の実感は、そのまま、法の条文によつて保障されていたのである。

漁業権が「海の入会」である以上、「総有の権利」として、その改廃については「全員一致」の同意を必要とする。そこで、漁協が埋立同意決議をあげたとしても、入会集団として全員一致の同意は成立しておらず、それが成立するのは、漁協組合員個々が漁業補償金を受領したときである。また、漁業権が消滅するのは、漁協が埋立同意決議をあげたときではなく、埋立竣工認可がでて、海が陸地とかわり、そこに土地所有権が発生

したときである。それまでは漁業権は存続しており、そうである以上、物権である漁業権にもとづく妨害排除請求すなわち工事差し止めができる。だからこそ、公有水面埋立法第八条において埋立工事着手前の漁業補償を規定しているのである。さらに、慣習上の漁業は漁業権免許にもとづかずとも営め、しかも、漁業協同組合には加入脱退自由の原則があることから、漁業協同組合員以外の漁業を営む権利を保証するために、漁業法においては「員外者」の権利を設けている。白保のおばあたちのアーサ(海藻)採りは、この員外者の権利にもとづく(熊本一九九五・二〇一〇)。

このような漁業権理解にもとづいて白保住民は「金はいらない、海がいる」と、部落ぐるみの「漁業補償金不受理」を宣言したのである。すなわち、白保漁民(八重山漁協組合)が「漁業補償金不受理」を貫くことで、埋立同意及び着工同意を成立させず、埋立予定海域工事施工区域に存在が認められた漁業権(第二次漁業権存在確認訴訟・一九八六年提訴、一九八八年判決)にもとづく妨害排除請求権を担保したのだった(家中二〇〇六)(7)。

### 生成するコモンズ

白保の事例からみえてきたのは、私的権利としての近代的所有権によって構成される「人—自然」関係とは質的に異なる、人々の生活の営みのなかでの「人—自然」関係を捉えることの重要性であった。自然にむきあう経験が人々の内面深くに沈潜し、それがまた人々の自然とのかかわり方を規定していく。このような人と自然のかかわりの相互性と歴史性に注目して、松井健は、そのプロセスを「環境のハビトゥス化」とよんだ(松井二〇〇四)。それは人々が自らの自然とのかかわりを意識化する以前のものであり、それでいて、自らと自然とのかかわりについて想起するときの基盤となるようなものである。そして、そのような「ハビトゥス化された自然」が基盤となつて、「地元」という集合の意識が形成されたり、あるいは、資源管理の面から注目されて「コモンズ」とし

## 秋道智彌

1946年京都市生。総合地球環境学研究所名誉教授。生態人類学。理学博士。京都大学理学部動物学科、東京大学大学院理学系研究科人類学修士課程修了、同博士課程単位修得。国立民族学博物館民族文化研究部長、総合研究大学院大学先導科学研究科客員教授を経て現職。

著書に『海に生きる』(東京大学出版会)、『コモンズの地理史』(岩波書店)、『コモンズの人類学』(人文書院)、『クジラは誰のものか』(筑摩書房)、『クジラとヒトの民族誌』(東京大学出版会)、『海洋民族学』(東京大学出版会)、『アユと日本人』(丸善)、『海人の民族学』(日本放送出版協会)等。編著に『日本の環境思想の基層』(岩波書店)、『論集モンスーンアジアの生態史』(弘文堂)、『水と世界遺産』(小学館)、『紛争の海』(人文書院)等多数。

## 執筆者一覧

秋道智彌●総合地球環境学研究所名誉教授

野本寛一●近畿大学名誉教授

田口洋美●東北芸術工科大学芸術学部教授

湯本貴和●京都大学靈長類研究所教授

家中茂●鳥取大学地域学部准教授

棚澤能生●早稲田大学法学部教授

井原今朝男●国立歴史民俗博物館研究系教授

佐野静代●同志社大学文学部准教授

伊藤康宏●島根大学生物資源科学部教授

佐藤仁●東京大学東洋文化研究所准教授

佐藤哲●総合地球環境学研究所副所長・教授

牧野光琢●(独)水産総合研究センター中央水産研究所漁業管理グループ長

桑子敏雄●東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

## 日本のコモンズ思想

2014年3月28日 第1刷発行

編著者 あきみちとも や  
秋道智彌

発行者 岡本 厚

発行所 株式会社 岩波書店  
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
電話案内 03-5210-4000  
<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・理想社 カバー・半七印刷 製本・三水舎

© Tomoya Akimichi 2014  
ISBN 978-4-00-025972-9 Printed in Japan

〔図〕(日本複製権センター委託出版物) 本書を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター(JRRC)の許諾を受けてください。

JRRC Tel 03-3401-2382 <http://www.jrcc.or.jp/> e-mail [jrcc\\_info@jrcc.or.jp](mailto:jrcc_info@jrcc.or.jp)